

お知らせ掲示板

くらし

7月は固定資産税第2期の納期です

納期限は8月2日です。納期限までに支払ってください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは、市ホームページへ。

【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)

熊本地震に係る固定資産税等の特例措置

熊本地震により被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置が設けられています。

【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

熊本地震により半壊以上の被害を受けた家屋(被災家屋)の代替家屋を取得した場合に、その翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税が2分の1に軽減されます。

※取得期間の要件:平成28年4月14日～令和5年3月31日に取得されたもの

【被災代替償却資産に係る固定資産税の特例】

平成28年度の償却資産台帳に登録された資産が熊本地震により被災し、平成29年度以降に償却資産台帳から除却等の処分がされ、使用目的等が同一の資産を代替として取得した場合に、課税標準額が2分の1に軽減されます(取得した翌年から4年度分に限る)。

※取得期間の要件:平成28年4月14日～令和5年3月31日に取得されたもの

手続き方法や申請書など詳しくは、市ホームページへ。

(固定資産税課 ☎328-2195)

証明書コンビニ交付サービスを休止します

期7月21日(水)終日 内システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

(地域政策課 ☎328-2067)

市営墓地の貸し付け

【墓地名】小峯墓地・立田山墓地・浦山墓園・花園墓地・城山墓園・清水墓園

【募集数】各墓地5区画以内(区画数は各墓地で異なります)

【永代使用料】1m²あたり8万円(区画ごとに広さが異なります)

内市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 申7月16日～8月6日(土日祝を除く)に健康福祉政策課へ ※7月16日より各墓地管理事務所・健康福祉政策課で募集要項を配布。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

国際交流会館の空調工事

期9月～来年3月 場国際交流会館

内会館全館で空調設備の改修工事を行います。工事期間中も開館していますが、施設の一部や空調が使用できない場合があります 内熊本市国際交流振興事業団(☎359-2020)

(国際課 ☎328-2070)

監査結果を公表しています

場情報公開窓口(市庁舎13階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ 内令和2年度(2020年度)一般・特別会計定期監査(財務・工事)報告書 ※監査報告書とは、本市の事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

空き家バンク登録物件の住宅購入でグリーン住宅ポイントを受け取ることができます

熊本市空き家バンクに登録された既存住宅を購入すると、グリーン住宅ポイント(※)の申請ができる場合があります。申請に必要な「空き家バンク登録等証明書」の発行や制度要件については、市またはグリーン住宅ポイント事務局のホームページを確認ください。

※グリーン住宅ポイントとは、住宅の購入等に対して追加工事や商品と交換できるポイントです。

(空家対策課 ☎328-2514)



放置竹林対策を支援します

期7月1日～30日 内市内の放置竹林対策に取り組む団体に、粉砕機による処分等伐採後の竹の処理を支援します 内市内の500m²以上の竹林で放置竹林対策に取り組む、3人以上で構成された活動団体 ※現地調査および審査により対象団体を決定します 内15団体程度

詳しくは、市ホームページまたは熊本県森林組合連合会(☎285-8688)へ。

(森づくり推進室 ☎328-2409)



浄化槽の清掃は年1回以上行いましょう

浄化槽は使用するにつれて、槽内に汚泥が堆積します。浄化槽の機能を維持するには、清掃して汚泥を引き抜く必要があります。浄化槽の清掃は、年に1回以上(全ばっ気型は半年に1回以上)必ず行いましょう。詳しくは、市ホームページへ。

(浄化対策課 ☎328-2366)

一部窓口において、QRコード決済が可能になりました

区役所区民課や動植物園等の一部窓口において、住民票の写しなどの発行手数料や動植物園の入園料等の支払いの際、スマートフォンを活用したQRコード決済(PayPay、LINE Pay等)が可能になりました。

その他、クレジットカード決済や電子マネー決済も可能です。詳しくは、市ホームページへ。

(政策企画課 ☎328-2035)



マイナンバーカードの受け取りの案内を発送するまでに時間をいただいております

申請数が急激に増加しており、交付までに2か月程度時間を要しております。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付窓口の混雑を防ぐため、順次交付通知書を送付しています。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

(地域政策課 ☎328-2067)

消防用設備等点検結果報告書は郵送で提出できます

事業所、飲食店等に設置されている消火器などの消防用設備等は、半年ごとに点検し、その結果を定期的に消防署へ報告する必要があります。報告書の提出は、管轄する消防署へ郵送で行うことができます。送付書類や注意点など、詳しくは、市ホームページまたは管轄消防署へ。

(消防局指導課 ☎363-2249)



露店等で火気を使用する場合は届出が必要です!

火気を使用する露店等(移動販売車や屋台等を含む)を開設する場合は、消火器の設置や管轄する消防署への届出が必要です。詳しくは、市ホームページまたは管轄消防署へ。

(消防局指導課 ☎363-2249)



紙の「ごみカレンダー」から「ごみ分別アプリ」にチェンジしませんか?

「ごみ分別アプリ」を無料で配信しています。

本アプリは、「ごみカレンダー」の内容を確認できるうえに、「ごみ分別辞典」によるごみの種類ごとの検索機能や、お住まいの地域の各ごみの収集日事前通知機能も搭載しています。

また、使用端末の言語設定に合わせ英語・中国語にも対応しており、「やさしい日本語」へも切り替えができます。ぜひ活用ください。



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

おうちで学ぼう! 自転車利用

歩行中や自転車乗車時のポイントをまとめた動画を作成しました。ぜひご家族でご覧ください。

自転車は軽車両であり、法令違反等により交通事故を起こした場合、運転者が未成年の場合でもさまざまな責任が生じますので、正しい交通マナーを確認し交通ルールを守りましょう。

動画はこちらから↑

■自転車安全利用五則を順守しましょう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外(13歳未満および70歳以上などは歩道通行可)
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
 - ④安全ルールを守る(飲酒運転、二人乗り、並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認)
 - ⑤子どもはヘルメットを着用
- 以上のルールを守って安全運転を心がけてください。

(生活安全課 ☎328-2397)



委・員・募・集

熊本市景観審議会委員

内容 景観や屋外広告物について意見をいただくための委員

任期 委嘱日～2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方で、年4回程度開催する審議会に出席でき、本市の審議会等の委員になっていない方

定員 2人(書類・面接による選考。ただし面接は書類選考で選定された方のみ。)

詳しくは、市ホームページまたは都市デザイン課(☎328-2508)へ。

熊本市動植物園マスタープラン推進会議委員

内容 熊本市動植物園のマスタープラン推進について意見をいただくための委員

任期 委嘱日から2年以内

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方で、期間中全6回程度平日に開催する委員会に出席できる方

定員 1人(作文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは動植物園(☎368-4416)へ。

くらしの中の人権 92

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根深い偏見や差別意識がある場合があります。就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況です。

また、その家族の人権が侵害されることもあります。たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくればみんな同じ市民です。社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の意志ですが、周囲の方々の理解と協力が不可欠です。

7月1日は「更生保護の日」であり、7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この機会に、犯罪や非行の防止や、罪を犯した人たちの立ち直りについて考えてみませんか。

(人権政策課 ☎328-2333、生活安全課 ☎328-2397)